

◎新潟県告示第860号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

株式会社 建築構造センター

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階	神奈川事務所 神奈川県横浜市西区高島二丁目12番6号 崎陽軒ビル ヨコハマ・ジャスト1号館7階

3 変更する年月日

令和2年7月13日